

第 1 1 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 6 年 4 月 3 0 日（火）午前 1 0 時 0 0 分より、第 1 1 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について

第 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

（出席委員）

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 北浦 莊平 | 2 番 徳田 明子 | 3 番 中林 和夫 | 4 番 藤井 武雄 |
| 6 番 井内 英樹 | 7 番 佐原 敏 | 8 番 中西 秀友 | 9 番 辻 四一郎 |
| 1 0 番 吉田 利一 | 1 1 番 今村 正喜 | 1 2 番 小島 佳剛 | 1 3 番 清水 幹央 |
| 1 4 番 寺川 勝之 | | | |

（欠席委員）

5 番 山崎 省吾

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 水谷 修

（事務局）

澤田 局長 奥田 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

| | |
|------|--|
| | (午前10時00分 開会) |
| 局長 | <p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会に山崎委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数14名の内、出席委員は13名であり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、中井推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、会長よろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、ただ今から、第11回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、中西委員、小島委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、佐原委員と今村委員のお二人です。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> |
| 局長 | <p>それでは、「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1及び2ですが、場所については地図の1頁をご覧ください。転用目的は、ドッグランとなっております。雨水は自然浸透で、外周をフェンスで囲い、土砂の流出を防止される予定です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、佐原委員より現地調査の報告をお願いします。</p> |
| 佐原委員 | <p>報告します。去る4月25日、事務局の案内で今村委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の西笠取 の利用状況につきましては、畑として適正に管理されておりました。</p> <p>番号2の西笠取 の利用状況につきましては、不作付地で、雑草が繁茂しておりました。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> |
| 小島委員 | <p>合計約15aとけっこう広い面積でフェンスで囲むということですが、ドッグランは1年中開かれる予定なんですか。</p> |
| 局 長 | <p>具体的な営業方針は聞いておりませんが、隣接している東側の土地を活用してドッグランを運営されるとのことです。おそらく常設型だと思われそうですが、確かなことは分かりません。</p> |
| 小島委員 | <p>お話にあった東側の土地は、農地ですか。</p> |
| 局 長 | <p>農地外の土地です。</p> |
| 小島委員 | <p>そこを事務所のように使われるんですね。</p> |
| 議 長 | <p>農地外の土地なので、今回の申請にも出てこないということです。</p> |
| 中西委員 | <p>当該地は農地外なんですか。</p> |
| 議 長 | <p>農地なので申請がなされました。今はまだ農地です。</p> |
| 中西委員 | <p>転用したら農地外になるんですね。</p> |
| 局 長 | <p>はい。</p> |
| 議 長 | <p>他にご意見等はございませんか。</p> |
| | <p>異議なしの声</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>局長</p> | <p>次に、「第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> <p>それでは、「第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、いずれも農地中間管理事業ではない利用権の更新となります。</p> <p>番号1につきましては、地図の2頁をご覧ください。期間は令和8年6月30日までの2年間となります。</p> <p>番号2につきましては、地図の3頁をご覧ください。期間は同じく令和8年6月30日までの2年間となります。</p> <p>番号3につきましては、地図の4頁をご覧ください。現在、イチゴハウスとして利用されています。期間は令和7年5月31日までの1年間となっております。</p> <p>いずれも農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>続きまして、今村委員より現地調査の報告をお願いします。</p> |
| <p>今村委員</p> | <p>報告します。去る4月25日、事務局の案内で佐原委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町の利用状況につきましては、不作付地で、草が刈られておりました。</p> <p>槇島町の利用状況につきましては、畑で、ダイコンが植わっていました。</p> <p>槇島町の利用状況につきましては、畑で、ブロッコリーが植わっていました。</p> <p>番号2の槇島町の利用状況につきましては、畑で、きれいに整地されていました。</p> <p>番号3の白川の利用状況につきましては、イチゴハウスがあり、ちゃんと耕作されていました。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|--------|--|
| 議 長 | 報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 |
| 水谷推進委員 | 番号 1 の地図番号 1 ですが、砂地の部分で以前は何か作付けされていませんでしたか。 |
| 議 長 | 不作付地なのに更新されるのでしょうか。 |
| 局 長 | 現状、草は処理されている形跡はあるんですが、野菜くずを置いたりされていて作付けはされておられません。一定、管理はされていると認識しております。 |
| 水谷推進委員 | 砂地で元々作付けされていたと思います。ずっと不作付ですか。 |
| 井内委員 | 元々当該地は、お米しかできないような農地でした。冬場なら野菜を作れるので当初は作っておられましたが、植えても水が入ってしまうので、今は作付けされなくなりました。 |
| 中西委員 | 貸人の都合で、地図番号 2 及び 3 とセットで借りて、管理されているだけなんじゃないかな。 |
| 議 長 | 草刈りだけはされているんですよ。 |
| 井内委員 | それはされています。 |
| 小島委員 | 番号 3 のイチゴハウスですが、よつぼしという品種を作っておられます。いつも人気で早くに売り切れているようです。昨年は収量が多かったものの、今年は昨年の夏の干ばつ等で生育が悪く、半分くらいの収量になったと聞いております。難しいみたいですが、頑張っって味や香りの良いイチゴを作られています。 |
| 議 長 | 他にご意見等はございませんか。 |
| | 異議なしの声 |
| 議 長 | ただ今の異議なしをもって「第 2 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 |

| | |
|-------------|--|
| <p>局長</p> | <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、地図の5頁をご覧ください。昭和29年頃と49年頃にそれぞれ農地法を知らずに住宅を建築し、今日まで使用されているもので、顛末書が提出されております。</p> <p>番号2につきましては、地図の6頁をご覧ください。貸露天資材置場としての転用で、境界にコンクリート構造物を設置し、雨水は自然浸透及び既存水路へ排水されます。進入路は北側市道から民地を通ることになるため、同意書が提出されております。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」一括して6件をご説明申し上げます。</p> <p>いずれも中間管理事業により利用権が設定されておりましたが、本年3月22日付で合意解約されたことから、農地法第18条第6項の規定に基づき本委員会に通知があったものです。</p> <p>地図の7頁をご覧ください。いずれも国道24号沿道地区における産業立地エリアに該当し、既に農用地区域の除外手続きが済んでいる「ものづくりエリア」に関しましては、これで全ての貸借関係が整理されたこととなります。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> |
| <p>中林委員</p> | <p>第2号報告については、先行して開発にかかる土地ですね。</p> |
| <p>局長</p> | <p>はい。農業委員会でも審議いただきましたが、農振農用地区域からの除外がなされた土地です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>地図番号8及び9も、先行して開発する部分に入っているんですか。</p> |

| | |
|--------|---|
| 局 長 | 議案書の農振区分欄に外・内と記載しておりますが、一部は先行する区域で、残りは当面農地として残る部分になります。 |
| 水谷推進委員 | 地図番号 7、8 及び 9 の間に、何mか擁壁を作るんですよね。今回農地として残る部分は、擁壁外の南側に作付けすることになるんですか。 |
| 議 長 | 農用地区域内だけ解約されるんですか。 |
| 局 長 | 全部解約されます。 |
| 水谷推進委員 | では、南側の残農地では何も作付けされないんですね。 |
| 局 長 | そこは明らかになっておりません。 |
| 議 長 | バイパスができて三角地が残ったときと、同じような形になってしまうのでしょうか。 |
| 水谷推進委員 | 3 m か 4 m ほどの擁壁ができると聞いております。先行する部分は良いですが、時期が遅れる南の方はあまりされないのでしょうか。 |
| 藤井委員 | 久御山町が一部開発するという話がありませんでしたか。 |
| 井内委員 | それはもう少し北側だったと思います。 |
| 議 長 | また場所が違います。 |
| 水谷推進委員 | 久御山町はやる時期が違うはずです。 |
| 井内委員 | 地図番号 8 及び 9 の残った農地も開発の時期がずれるだけで、先行区域に取り掛かっている間に進めていかれるとは思いますが。 |
| 議 長 | 開発区域農地の所有者全員と話がまとまらないので、施工時期がずれるのだと思います。 |
| 井内委員 | 話がまとまるまでに長くかかると、用排水の問題もありますね。 |

| | |
|--------|--|
| 水谷推進委員 | 何年か農地として残る部分が、農業しづらくならないようにしていただきたいです。 |
| 議 長 | <p>他にご意見等はありませんか。</p> <p>なしの声</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p> |

(午前10時28分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____